

健全性診断結果・点検調書

No.	0381H002	路線名	町道381号線			橋梁名	国母跨線橋	適用示方書	S55道示	設計荷重	TL-20	所管事務所	昭和町建設課																
竣工年	1986年12月	橋長(m)	104	幅員(m)	13.3	主な橋梁形式	単純鋼製鉄桁橋		24H交通量	—	点検者名	名工建設(株)	点検年月日	2015/10/22															
部材区分				損傷程度の評価区分(径間別、構造物別)								損傷度 総合	損傷箇所及び損傷内容			最終点検 年月	対策区分		健全性指数										
				上部工								部材 別①	部材 別②					部材 別①	部材 別②	評価点	重み	健全性 指数							
				番号	記号	区分	Sp1	Sp2	Sp3	Sp4	Sp5																		
主部材	主桁(主構)	本体 主構材料	31	Mg	鋼	-	5	5	5	5	5																		
			32	Mg	鋼	-	4	5	5	5	5																		
			33	Mg	鋼	-	5	5	5	5	5																		
			34	Mg	鋼	-	3	5	4	5																			
			35	Mg	鋼	-	5	5																					
		防食機能		61	Pt	塗装	-	1	5	1	1																		
	床版	本体 床版材料	41	Ds	コンクリート	-	2	1	2	2																			
	二次部材	構造物番号				11	12	13	14	15	16																		
		下部工記号				A1	P1	P2	P3	P4	A2																		
躯体本体				-	3	5	4	1	2																				
基礎工				-	Z	Z	Z	Z	Z																				
下部工		支承1 (起点側)	本体	-	-	1	5	1	1																				
			モルタル	-	-	5	2	5	5																				
			アンカーボルト	-	-	1	5	1	1																				
		支承2 (終点側)	本体			1	5	1	1																				
			モルタル			3	5	5	5																				
			アンカーボルト			1	5	1	1																				
落橋防止構造					3	3	5	3																					
伸縮装置				-	1	5	1	1	1																				
高欄		71	Ra	高欄		1	1																						
防護柵		72	Gf	防護柵	-	1	1	1	1																				
地覆		74	Fg	地覆	-	3	3	5	2																				
舗装	51	Pm	舗装	-	1	5	5	1																					
排水装置	73	Dr	排水施設	-	1	1	1	1																					
照明施設	75	Lt	照明施設	-	1	5	5	5																					
点検施設	-	-	-																										
健全性総合診断結果					総合判定区分			M			総合健全性指数			0.28															
各判定区分の内容	判定区分				判定区分E1, E2の箇所及び内容								判定区分Cの箇所及び内容				判定区分Mの箇所及び内容												
	主部材				-								主桁:防食機能の劣化、床版:床版ひびわれ				主桁:その他(鳥のふん害)その他(すず)、床版:その他(すず)、橋台:その他(目地の植生)その他(漏水跡)												
	二次部材				袖擁壁:沈下・移動・傾斜								上横構:防食機能の劣化、沓座モルタル:ひびわれ、伸縮装置:腐食、漏水・滞水				防護柵:ゆるみ・脱落、防食機能の劣化、その他(落書き)、舗装:舗装の異常、排水施設:土砂詰まり、その他(取付金具の腐食)												
補修履歴	補修番号				補修年月				工事番号				工事名				工 事 概 要												
コメント				A2背面の擁壁に沈下・移動・傾斜の兆候がみられ、伸縮装置の開きやA2背面の舗装にひびわれが見られる。橋台アプローチ部の盛土あるいは地盤に何らかの変状が発生している疑いがあるため、詳細調査が必要であると判断される。																									

(凡例) 損傷程度の評価区分と評価点 対策区分の判定区分

- a (5) 損傷なし
b (4) 小
c (3) 損傷程度
d (2)
e (1) 大
* ()内数値は評価点を示す。

- A₀: 点検の結果から、損傷は認められない。
A: 損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B: 状況に応じて補修を行う必要がある。
M: 維持工事で対応する必要がある。
C: 速やかに補修等を行う必要がある。
E1: 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2: その他、緊急対応の必要がある。
S: 詳細調査の必要がある。
Z: 今回、点検ができなかった部材等。
-: 今回、点検の対象外となる部材等。

- (注1) 緊急性の判定
E1>E2>C>M>B>A>A₀
(注2) 伸縮装置の対策区分の判定区分は排水形式を考慮しない評価である。
(注3) 損傷位置 (径間番号で表示)床版、主桁(主構)、防食機能、高欄、防護柵、地覆、舗装、排水施設、点検施設
(下部工番号で表示)下部工、支承、落橋防止システム、伸縮装置
(注4) 鋼およびコンクリート表面における損傷について評価対象を以下のようにした。
漏水・滞水については伸縮装置として評価
その他については評価しない
(注5) コンクリート橋の橋梁形式別診断部位区分を以下に示す。
桁橋 : 床版、主桁、防食機能
床版橋 : 床版、防食機能